

瑞穂監第49号
平成25年 2月13日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会
議 長 藤 橋 礼 治 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 若 園 五 朗

随時監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

随時監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成24年9月7日に実施した「生涯学習課」の定期監査の際に疑義が生じた、平成24年度に予定されている生津ふれあい広場整備工事（以下、「整備工事」という。）に先立ち施工されている「生津ふれあい広場築山撤去・市内公園埋立工事」（以下、「その1工事」という。）及び定期監査実施後に契約された「生津ふれあい広場築山撤去その2工事」（以下、「その2工事」という。）に関する事務の執行について監査を行った。

2 監査の実施期間

平成24年10月29日から平成24年11月15日まで

3 監査の方法

監査の対象となった二つの工事に関する事務の執行について、現場の状況の確認を行った上で、工事を担当する「都市開発課」、生津ふれあい広場を所管する「生涯学習課」から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 事実関係

(1) 契約内容

項目／工事	生津ふれあい広場築山撤去・市内公園埋立工事 (その1工事)	生津ふれあい広場築山撤去その2工事 (その2工事)
請負業者選考委員会開催日	6月18日	9月3日
入札広告日	6月22日	9月7日
入札執行日	7月9日	9月24日
契約金額	17,430,000円	9,429,000円
契約日	7月20日	10月2日
工期	自 7月20日 至 1月21日	自 10月2日 至 1月21日
工事場所	瑞穂市生津、穂積、牛牧、横屋、中宮地内	瑞穂市生津天王町
工事概要	基盤整備 A=8,180 m ²	基盤整備 A=10,000 m ²

築山撤去	N=1 式	発生土搬出	V=5,600 m ³
敷地造成工	N=1 式	敷地造成工	V=5,600 m ³
穂積	V=2,600 m ³		
牛牧	V=2,400 m ³		
横屋	V=3,000 m ³		
中宮	V= 600 m ³		
ストックヤード	V=1,500 m ³		

(2) その1工事について

この工事は、都市開発課が今年度整備を予定している公園用地の埋め立てをするにあたり、撤去処分する生津ふれあい広場の築山の土を有効活用するためのもので、公園工事を早期に着手したいために分離発注されたものであった。

当初、公園用地に埋め立てきれない土量 1,500 m³をストックヤード（大月地内）へ仮置きする予定であったが、調整の結果、穂積に 4,145 m³、牛牧に 2,385 m³、横屋に 3,071 m³、中宮に 504 m³利用することになり、仮置きはなくなった。ただし、これにより撤去土量は当初より 5 m³増えたことになる。現在は中宮の埋立だけが残っている。

また、築山にあった幹周 40cm の高木（ケヤキ）26 本の移植は、ふれあい広場駐車場の植栽柵に 18 本だけ移植し、残りの 8 本は伐採処分した。他の公共施設等への活用も検討したが、運搬に係る費用等を考えると伐採のほうが安価なためとの報告であった。設計では、この後の整備工事において広場周辺に高木が新たに植えられることになっている。

(3) その2工事について

この工事は、その1工事で残った築山の土量 5,600 m³を撤去するものであった。当初、ストックヤード（大月地内）へ仮置きする予定であったが、その後、埋立先を南小学校用地（古橋地内未利用地）に 2,600 m³、今年度購入予定の公園用地（野田新田地内）へ 3,000 m³利用することになり、仮置きはなくなる予定である。現在、公園用地は取得できていないためまだ埋め立てられていない。

そもそもこの工事は、築山部分に整備するテニスコート 8 面を道路面より 60cm 嵩上げする解釈に相違があったためであった。築山を全部撤去して、整備工事段階で嵩上げする認識の生涯学習課に対し、都市開発課は、嵩上げする 60cm 分の土量（5,600 m³）を残しておかなければならないとの認識であったために追加工事となったもので、10 月末から整備工事に着手できるよう慌てて発注された工事であった。

また、市の工事契約は県の要綱に準拠して変更契約額は契約金額の三割以内としているため、その1工事の契約を変更することはできず、別途契約を締結せざるをえなかった。

(4) 整備工事について

平成 24 年 11 月 15 日現在、この工事の入札広告はされていない。生涯学習課によれば、工期は三ヶ月あれば十分完成できるとのことであった。

2 判断

(1) 築山撤去について

今回、同じ内容の工事契約が期間を同じくして締結されたのは、生涯学習課と都市開発課の解釈の相違、即ち「勘違い」という極めて軽率なミスによるものであった。都市開発課は、整備工事の設計図書があればこのようなことはなかったと弁明される。しかし、生涯学習課が 10 月末までに設計図書を完成させ、続けて整備工事を行なうという、年度内に設計・施工する過密なスケジュールであることは承知していたはずである。だから、それに合わせては公園整備が遅れるためにわざわざ分離発注したのであるから言い訳に過ぎない。さらに都市開発課は、契約は二件だが、最終請負金額は一件で発注した場合と変わらないとしている。確かに金額はそうかもしれないが、その 2 工事の契約事務をはじめとする本来不必要であったと思われる労働力を費やしたことを十分に認識すべきである。

生涯学習課は、10 月末から整備工事に着手できるようにしたいためにその 2 工事を依頼したとのことであるが、工期が平成 25 年 1 月 21 日となっていること、11 月になった現在でも野田新田地内への 3,000 m³に加えその 1 工事の中宮への 504 m³がふれあい広場に残っているのは矛盾している。早く整備工事に着手したいのであれば、契約内容通りストックヤードへ仮置きすべきである。

(2) 高木の移植について

高木（ケヤキ）26 本の移植については、どこに移植するのか明記されていないし、移植にかかる請負金額も分からないため、都市開発課が伐採処分したほうが安価であったと言われても判断ができない。

3 意見

(1) 計画性について

今回、監査に至る誤解を招いたのは、計画性が不十分ということに尽きる。

一般に、公共工事の契約締結に際しては、設計図書に疑義が生じないよう、できる限り綿密に工事現場を調査し、十分な内容を持つ設計図書を作成すべきであるといわれる。しかし、現実問題として、設計図書と工事現場の施行条件の実際とが一致しない場合や、工事の施行条件について予期し得ない特別の状態が生じることがあり、これを条件変更とい

っている。また、契約締結後においても、各種の事情によって計画を変更する必要性が生じたり、変更せざるを得ないような事態が生じることがあり、これを計画変更といている。

変更契約になる場合は、この条件変更もしくは計画変更による変更であれば十分説得力を持つと思われる。しかし、今回の埋立ての変更、特に、その2工事の埋め立て先の変更は、変更理由として妥当とは判断し難い。

そもそも当初の計画（設計）が綿密であれば、分離発注などすることもなく、整備工事として一体で施工すれば問題はなかったとも考えるので、今後は庁舎内の連携をとって綿密な計画を立てていただきたい。

現在の市の予算は、①まず議会に予算確保をお願いして、②議決されたら詳細に計画して実施する、という積算根拠の曖昧な事業が見受けられる。生津ふれあい広場整備事業については、議会での質疑・答弁からして明らかである。今後もこのような手法が続けば、いずれ税金の無駄遣いとなることが危惧されるので、計画に基づき積算した予算となるようにされたい。

また、生津ふれあい広場整備事業は、平成24年度の主要事業であるので、議会においては、議会基本条例第8条の規定に基づく審議がなされていると理解するが、現在の財政状況を鑑み、今後の事業については更なる慎重審議をお願いしたい。